

いきいき現場づくり「意見の窓口」一覧表

G 設計図書の見直し

No	分類	タイトル	ご意見	回答
9	G	関係機関との協議について	Date: Wed, 16 Sep 2009 21:01:54 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：お疲れ様です。設計図書の照査要領(案)の中で、「関連機関との調整や協議が済んでいるか」とかの文言があるが、これらは発注前に調整や協議は行われているのが当たり前なので、施工業者が一から行うのではなく、発注側が積極的に施工業者側へ各調整や協議事項を指示するように指導行って欲しい。	回答年月日: H21/9/18 ○設計図書の照査については、土木工事共通仕様書において「請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。」とされていること。照査については、受注者が契約図書や現場条件を把握し、設計変更の資料に資することを目的とすると共に、発注者と受注者が情報共有を行うためのものです。 ○照査項目及び内容については、「設計図書の照査要領(案)」に定められております。 ○関連機関との調整・協議状況については、特記仕様書に施工条件として実施状況を記載し、未完了の場合においては「〇」までに完了の予定などを明記するようにしております。 ○照査にあたっては、これらの施工条件の記載内容及び実施状況を確認して行うこととなります。 ○なお、協議未了事項の工事発注後の進捗状況については、工事監理連絡会や受注者間の打合せ及び協議等により情報共有を図るよう努めてまいります。
10	G	設計図書の照査について	Date: Thu, 17 Sep 2009 20:48:58 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：設計図書の照査において、各基準や指針・要領に対する設計図書の照査については、発注する時点で発注者サイドにより照査されていると思われるので、工事を受注した段階で、施工業者への開示をお願いしたい。また、各基準や指針・要領に対する設計図書の照査を受注業者(施工業者)に行わせるのは、過度な業務かと思われるが、お考えを聞かせて下さい。	回答年月日: H21/9/24 ○設計図書の照査については、土木工事共通仕様書において「請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。」とされていること。照査項目及び内容については、「設計図書の照査要領(案)」に定められております。 ○照査に必要な資料は、監督職員へ要求することができます。 ○照査は、受注者が契約図書や現場条件を把握し、工事請負契約書第18条第4項に該当する場合は、設計図書の更新に資する極めて重要な行為と認識しております。
14	G	設計図書の照査について	Date: Tue, 29 Sep 2009 20:43:50 +0900 (JST) 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(川川) ご意見：現在施工中の現場ですが、施工終了後に移管する付替道路の舗装工があるのですが、設計図書の照査について監督職員・監督補助員と協議したのですが、監督補助員は「市に移管するのだから路床が見えていない、当初のままで問題ない監督職員は「施工の際不慮等が発生し施工出来ない状態になったら再度協議してください」と言われました。現状の土質試験結果から判断するに設計図書の照査は満足していません。監督補助員が言われる通り、市に移管する道路の舗装工は国土交通省の設計要領が該当するのでしょうか？工期的にも余裕がなく市に舗装工を直轄確認したい方がいいのか思案しているところです。今後どう協議していけばいいのでしょうか？	回答年月日: H21/10/5 ○工事発注時の設計図書は、設計業務等の成果等を確認するとともに工事の内容や関係機関等との協議状況、用地の取得状況、現地状況等の諸条件等を踏まえて作成し、適正かつ円滑な工事の施工が図られるよう努めていること。○工事の「特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」第1編第1章第3項に基づき受注者に義務付けられている設計図書の照査項目のうち、発注者として事前に確認やチェックが必要なものについては、設計図書の作成過程等において実施していること。○工事現場に於ける移管の協議状況を確認する必要があります。監督職員に書面に確認をお願いします。
33	G	市に移管する付替道路の舗装工について	Date: Wed, 13 Jan 2010 18:44:35 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：現在施工中の現場ですが、施工終了後に移管する付替道路の舗装工があるのですが、設計図書の照査について監督職員・監督補助員と協議したのですが、監督補助員は「市に移管するのだから路床が見えていない、当初のままで問題ない監督職員は「施工の際不慮等が発生し施工出来ない状態になったら再度協議してください」と言われました。現状の土質試験結果から判断するに設計図書の照査は満足していません。監督補助員が言われる通り、市に移管する道路の舗装工は国土交通省の設計要領が該当するのでしょうか？工期的にも余裕がなく市に舗装工を直轄確認したい方がいいのか思案しているところです。今後どう協議していけばいいのでしょうか？	回答年月日: H22/1/15 ○監督職員との協議は、現状の土質試験結果による検討により設計要領で定められた路床の設計CBR値が満足しないこと、及び舗装構造の設計の要領について書面(工事打ち合わせ簿)により協議を行い、発注者にて協議を行った後に、それを受け監督職員の指示により施工することとなります。 ○工事現場に於ける移管の協議状況を確認する必要があります。監督職員に書面に確認をお願いします。
55	G	発注図面について	Date: Mon, 29 Mar 2010 23:16:45 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：発注図面について 発注図面のオリジナルデータを頂いたのですが、CAD製図基準(案)に基づいていないものばかりです。内容はレイヤー違い、英数字の使用、線種が違う、図面にTIFFデータを貼り付けている、甚だしいものはエクセルデータなど… 特記仕様書には電子納品の章にCAD製図基準(案)に準拠することとありますが、発注図面が基準(案)に則っていないのに電子納品は準拠するというものは矛盾しているのではないのでしょうか？ また、基準(案)に準拠していない図面については工事管理連絡会で議題とし、修正していただけるのでしょうか？	回答年月日: H22/3/31 ○今回頂いた意見の内容では、発注図面がどの程度CAD製図基準(案)に準拠しているのかがわからないため、適切な回答ができませんが、「CAD製図基準」に関する運用ガイドライン(案)の8.「CAD基準に完全に準拠していない業務成果」に様々なケースの対応方針について記載されております。 従って、CAD製図基準(案)や電子納品運用ガイドライン(案)、CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)等に基づき、事前に監督職員と基準(案)に準拠していない図面の取扱いや電子成果品とする対象書類等について協議を行って下さい。
64	G	図面データ等について	Date: Thu, 13 May 2010 13:14:56 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：《図面データ等について》 工事受注後に発注者より図面データをもらうのですが、契約図面と合致しない図面等がある(正確な契約図面ではない、PDFデータしかない。)現場で使用できないことがあり、電子納品要領に準じたものとまでは求めませんが、せめて契約図面と同一のCADデータ(SFC等)を契約時に受注者に供与できるようにしておくべきではないでしょうか？	回答年月日: H22/6/8 ○工事施工に必要な設計図書(図面など)を貸与するよう指導を徹底します。 ○貸与出来る図面形態については、監督職員と協議して下さい。
86	G	契約図面について	Date: Thu, 8 Jun 2010 10:44:55 工事現場における役職：その他 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：法面保護に使用するグラウンドアンカーの図面は契約図面になるでしょうか？	回答年月日: H22/7/16 ○「土木工事共通仕様書第1編1-1-2用図の定義」に記載されているように、契約図書とは、契約書及び設計図書を含みます。また、設計図書に含まれる図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図書等や、設計図書に基づき監督職員が発注者に指示した図面及び受注者が提示し、監督職員が書面より承認した図面となります。ご意見では、具体的な内容がわかりませんが、 ○このような質問は現場で相談されるべきものと考えますので監督職員へご確認下さい。
119	G	設計変更について	Sent: Monday, February 21, 2011 9:15 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：私の知り合いが、46歳という若さで先週心不全で亡くなりました。こないだ電話で話したばかりです。夜間作業を行なうから、昼間も変更で頑張っていたようです。最近の発注内容に異議申し立てを行いたいと思います。確かに、実務数量を提示する際は、発注者として当然と思いますが、当初発注時の、設計書・図面はマンガと同じ、それを修正する義務が受注者にありますか。	回答日: H23/3/30 ○設計変更時の数量計算書及び設計図面の作成については、No. 2のとおりとなっています。今後とも適切な対応を図るよう、監督職員等への周知、指導を行ってまいります。 ○いきいき現場づくりに関する相談窓口は、各事務所に他九州地方整備局 企画部(技術調整管理官、総務工務検査管理員)にも設けております。相談窓口は、相談者の個人情報や相談内容については、相談者が不利益を受けないように慎重に対応しますので、できれば具体的な事例等を示して相談窓口の利用も検討して下さい。 <参考>「設計変更・工事書類の簡素化に関するご意見」 No.2設計変更時の数量計算書及び設計図面について」の回答(抜粋) ○設計変更に必要な設計図書の訂正又は変更は、「工事請負契約書第18条第4項により甲」あるいは「甲乙協議して甲」が行うことと明記されております。 また、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14でも発注者側にて作業することが明記されており、このことは「設計変更ガイドライン(案)」に明記し、発注者側に周知を図っていること。○発注者側で設計図書の訂正又は変更を行うに当たり、受注者の確認資料等(受注者が作成管理する施工管理資料)が必要な場合は、提出をお願いすることがあります。